

1. 計画概要

■計画の位置づけ

- 品川区障害者計画
基本理念や基本方針等の障害者施策全般に係る基本的な事項を定める基本計画（障害者基本法第11条第3項）
- 第7期品川区障害福祉計画・第3期品川区障害児福祉計画
国の基本指針に基づき、障害福祉サービス等の確保に係る成果目標、必要とされるサービス見込量の確保のための方策を定める実施計画（障害者総合支援法第88条第1項、児童福祉法33条の20第1項）

■計画期間

- 品川区障害者計画 令和6年～令和11年（6年間）
- 第7期品川区障害福祉計画・第3期品川区障害児福祉計画 令和6年～令和8年（3年間）

2. 策定のポイント

■三計画の一体的策定

障害者施策全体の連携と調和を図るため、三計画を一体的に策定

■障害者計画の計画期間の見直し

社会情勢の変化や法改正・制度改正に柔軟に対応するため、計画期間を9年間から6年間に短縮

■差別解消・インクルージョンの推進

共生社会を実現するため、積極的に差別解消やインクルージョンを推進

■重度障害・医療的ケア支援の充実

手厚い介助が必要な重度障害・医療的ケア等の支援を充実

■障害福祉サービス等の充実

障害者グループホーム、障害児通所支援等の地域のサービス基盤の整備

3. 基本理念・基本方針（障害者計画）

基本理念

自分らしく、あなたらしく、共感と共生の社会へ
だれもが自分らしく暮らし、しあわせを実感できるまち、しながわ

3つの 基本方針

1. 地域で安心して暮らすことができる
2. 自分らしく生き生きと暮らすことができる
3. すべての人が共に支え合い暮らすことができる

4. 施策体系【障害福祉計画・障害児福祉計画】

施策の柱	施策の方向性
1. 相談支援の充実	(1) 相談支援体制の強化 (2) 障害特性に応じた専門相談の充実
2. 地域生活の支援の充実	(1) 意思決定支援の促進 (2) 地域生活への移行・継続の支援 (3) 保健・医療・福祉等の連携強化
3. 障害福祉サービス等の充実	(1) サービス提供体制の確保 (2) 地域生活支援拠点等の機能の充実 (3) 重症心身障害・医療的ケアの支援の推進 (4) 精神障害に対応した地域包括ケアの推進 (5) サービスの質の向上・研修等の充実
4. 障害のある子どもへの支援の充実	(1) 地域における支援体制の充実 (2) 早期発見・早期支援の充実 (3) 家族支援の充実
5. 安全・安心な暮らしの確保	(1) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進 (2) 災害対応等の推進
6. 就労支援の充実	(1) 就労支援の推進 (2) 多様な働き方の推進
7. 社会参加の促進	(1) 情報アクセシビリティ・意思疎通支援の充実 (2) スポーツ活動の充実 (3) 文化・芸術活動の充実 (4) 外出支援・参加支援の充実
8. 障害理解と権利擁護の促進	(1) 虐待防止・権利擁護の促進 (2) 障害理解・差別解消の促進 (3) 行政における合理的配慮の提供の充実
9. インクルージョンの推進	(1) 教育のインクルージョンの推進 (2) 地域におけるインクルージョンの充実

5. スケジュール（予定）

11月30日～1月10日	地域自立支援協議会の意見聴取
12月11日～1月10日	パブリックコメント実施
12月中旬～1月下旬	障害者団体ヒアリング
3月18日	第4回品川区障害福祉計画等策定委員会
5月	計画公表